

「千代田区立番町小学校いじめ防止基本方針」

千代田区立番町小学校

1 基本方針策定のねらい

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、学校においては、いじめ問題を適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

千代田区立番町小学校いじめ防止基本方針（以下、「本方針」という）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条）、国のいじめの防止等のための基本方針、千代田区いじめ防止等のための基本条例（平成26年4月8日、千代田区教育委員会決定、平成29年5月9日改正）及び千代田区いじめの防止等のための基本方針平成26年4月8日、千代田区教育委員会決定、平成29年5月9日改訂）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合ひであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、児童等は、いじめを行ってはならない。

また、いじめは刑事罰の対象となり得る不当行為に該当し、損害賠償責任が発生し得る。

2 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期の発見を心掛け、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

また、どの児童もいじめる側といじめられる側の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの児童でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、保護者、地域及び関係機関と連携して組織的に対応していく。

3 未然防止の取組

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学習の中で、児童の心と感性を育むことに加え、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを基本とする。

(2) 教職員による指導について

○心の教育を重視した学校づくり

- ・人権を尊重する教育の推進。
- ・道徳の時間を中心とする全教育活動における指導。
- ・心の教育コーディネーターを活用した道徳授業の充実。
- ・日常的な「わかる授業」の実践と継続的な授業改善。
- ・相互の授業の公開と参観等、多くの目で様々な学級を見る機会の創出。

- ・教員による自身の指導のふり返り。
- ・学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり。
- ・社会体験や体験活動の推進と充実。
- ・異学年、異世代との交流の推進。

○いじめを許さない学校づくり

- ・校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底。
- ・いじめを許さない体制の確立と児童への周知。
- ・児童への指導の時間と場の設定。
- ・いじめのサインの共通理解。
- ・親子で学ぶ情報モラル、セーフティ教室の充実。

(3) 児童に培う力

- ・自尊感情と自己有用感。
- ・規律ある学校生活を送る態度。
- ・美しいものを美しいと言える素直な心と瑞々しい感性。
- ・他者とのちがいを正しく認識する力。
- ・他者のよいところを理解し、認め合う力。
- ・未知なるものに進んでチャレンジする力。
- ・失敗しても何度も粘り強く取り組み、試行錯誤する力。
- ・他者とのコミュニケーションを図る力。
- ・規範意識、正しいことが分かる善悪判断力。
- ・ストレスを適切に対処する力。

(4) 児童の主体的な取組

- ・代表委員会を中心として、仲よし子ども会(縦割り班活動)を運営する。
- ・校内いじめゼロ運動を計画し、各学年学級で積極的に活動する。
- ・朝の挨拶運動を、各学級で年間を通して計画的に分担し活動する。
- ・いじめ防止標語コンクールへ参加する。
- ・「社会を明るくする運動」ミニ集会へ参加する。

(5) 家庭や地域との連携

- ・ホームページ等で本校いじめ防止基本方針を周知する。
- ・児童・家庭支援センターやアフタースクール番町、人権擁護委員、民生・児童委員、愛育会等、関係機関との連絡と報告を励行する。

(6) いじめ防止の組織と具体的な取組

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、以下の関係者からなる「学校健全育成サポートチーム」を置く。

【具体的な取組】①

- ・児童一人一人の活躍の場の保障(各種研修による指導方法の共有)
- ・付きたい力を明らかにした「わかる授業」実践
- ・学習や行動をふり返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある貢献活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における対話の場の設定
- ・児童への適切なめあての設定

【具体的な取組】②

- ・いじめ防止の啓発資料(リーフレット、ポスター等)の作成、活用
- ・児童の言動への即座の指導(コメントや言葉かけ等)
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル・コミュニケーションスキルの育成(フレンドシップサポート)

千代田区立番町小学校「学校健全育成サポートチーム」

(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

○校内職員:校長・副校長・教務主任・生活指導主任・保健主任・その他校長が必要と認める教職員

○校外関係者:①学識を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者

②千代田区教育委員会子ども部指導課指導主事又は児童・家庭支援センター職員

③警察その他の関係機関の職員

④民生・児童委員、青少年委員その他の地域住民

⑤スクールソーシャルワーカー

⑥スクールカウンセラー

【具体的な取り組み】

いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止基本方針に沿った実践と検証

いじめ防止基本方針の修正

校内研修の企画・運営

いじめに係る情報収集

いじめ発生に係る全職員への情報提供

第1次緊急対応会議に向けた報告の準備

第2次緊急対応会議への引き継ぎ

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取組の推進を図る。

4 早期発見の取組と組織

(1) 早期発見に向けた取組

○いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有

・本方針と具体的対応策の理解。

・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有。

○いじめと悩みに係るアンケート調査

・学校生活アンケートの実施とその対応。

・年3回のいじめ発見調査アンケート(6月・11月・2月)とその対応。

※アンケート内容は毎回同項目にし、児童の現況や変容を的確に把握する。(「番町小学校 学校生活アンケート」による)

○ふり返しカード等の活用

・授業中の様子やふり返しカードを活用した児童の思いと願いの把握。

・一日の朝と帰りの会の充実。

○不断の児童の見とりと情報交換

・日々の授業の充実。

・自己有用感と自尊感情の醸成。

【学校におけるいじめのサインの例】

急な体調不良

遅刻や早退の増加

授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ

学用品、教科書、体育着等の紛失

学用品の破損、落書き 授業への遅参

保健室への来室の増加

日頃交流のない児童との行動

発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発

多数児童からの執拗な質問や反駁

図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ

業間や休み時間の単独行動

特定児童の発言へのどよめきや目配せ

突然のあだ名

特定児童からの忌避・逃避

特定児童の持ち物の紛失 等

(2) 早期発見に係る組織

○教職員間の情報交換

- ・こまめな不断の情報交換（毎日の職員朝会、毎週の学年会、毎月の職員会議）。
- ・特に学年間の情報交換を重視。
- ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換。
- ・保健室やスクールカウンセラー、スクールライフサポーター等からの情報提供とその共有。
- ・児童からの情報の活用。

○教育相談体制

- ・スクールカウンセラーによる全員面接（第1学期末までに第5学年児童全員対象）。
- ・心配される児童への定期的な相談の実施。
- ・スクールカウンセラーによる相談体制の確立と副校長、担当への報告、連絡、相談の徹底。

○スクールライフサポーターの活用

- ・休み時間や授業中の見守り、担任との連携、保護者への対応。

○特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり。

○特別支援検討委員会

- ・対象児童への具体的な対応等についての相談、連携。
- ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた学習環境の充実。

○保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・副校長、生活指導主任を窓口として、いじめの通報や情報に対応。
- ・全教職員への報告と周知。

(3) 家庭や地域との連携

○家庭との連携

- ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる児童の活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知。（愛育会総会や諸会合、学校だより等で）

【家庭でのいじめのサイン例】

- | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 登校しぶり | <input type="checkbox"/> 転校の希望 | <input type="checkbox"/> 外出の回避 | <input type="checkbox"/> 感情の起伏の顕著化 |
| <input type="checkbox"/> 教師や友だちへの批判増加 | <input type="checkbox"/> 隠し事の発覚 | <input type="checkbox"/> 家庭でのお金の紛失 | <input type="checkbox"/> 荒くなる金遣い |
| <input type="checkbox"/> 衣服の不必要な汚れ | <input type="checkbox"/> 体への傷やいたずらの痕跡 | <input type="checkbox"/> 保護者来校の拒絶 | |
| <input type="checkbox"/> 過度なネットへの対応 | <input type="checkbox"/> 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 | 他 | |

○地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知。
- ・登下校時の立哨等を通じた児童の実態の情報交換。

【地域で見られるいじめのサイン例】

- 一人だけ離れて登下校している。
- 故意に遅れて登校している。
- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

5 いじめに対する具体的な措置（早期対応）

【独自の判断は禁物！素早く対応】

- 「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」「…の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期且つ即座の対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている児童の側に立つ」ことを大前提にして判断する。

(1) 素早い事実確認

① 速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→副校長又は主幹教諭→校長のルートで情報や状況を1時間以内に報告する。
- ・副校長は千代田区教育委員会へ速やかに第一報を報告する。また、詳細が分かり次第、連絡し解決に向けて連携を図る。
- ・情報受信者を中心に、発見日に「いじめ発見報告書」を作成し、その日のうちに副校長へ提出する。
- ・副校長は、第1次緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。
- ・いじめに関する内容を生活指導主任会の月例報告会で知らせる。

<報告書の内容>…5W1Hを押さえた内容

○日時○場所○いじめを受けた児童○いじめを行った児童○内容・状況○情報受信者

② 第1次緊急対応会議の設置

【第1次緊急対応会議】…当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

- ・校長・副校長・生活指導主任・担任・学年主任
- ・スクールカウンセラー
- ・その他校長が必要と認める教職員

(2) 資料

- ・いじめ発見報告書 当該児童の家庭環境調査票

(3) 会議内容

① 事実確認のための必要事項【いじめ対応に係る確認聞き取り票】を活用

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
- ・いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
- ・当該児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

② 事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・当該児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り・当該児童保護者への連絡

③事実確認の実施

(1) いじめを受けた児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) いじめを行った児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

(3) 周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 当該児童保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

(2) 組織的対応について

①第2次緊急対応会議の設置

【第2次緊急対応会議】具体的な指導方針や指導体制、対応策を決定し実行するための会議

(1) 指導方針及び指導体制の決定

- 第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・当該児童・保護者、周辺児童への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- 実際の対応→【対応記録票に記録】
 - ① いじめを受けた児童への対応班 →担任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - ② いじめを行った児童への対応班 →学年主任、担任、生活指導主任、スクールカウンセラー
 - ③ 周辺児童への対応班 →学年主任、副校長
 - ④ 当該児童保護者への対応班→副校長、生活指導主任、学年主任、担任、スクールカウンセラー

②いじめを受けた児童対応班

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- 保護者やいじめを行った児童に対する指導について、意思を尊重して進める。

③いじめを行った児童対応班

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りを行う。
- いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- いじめを受けた児童への謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 自分の長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

4つの班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

④周辺児童対応班

- いじめを受けた児童の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- いじめを止める、知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であることについて指導する。

⑤いじめを受けた児童保護者対応班

- 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- 学校と家庭の今後の対応について、共通理解をもつ。

【ネットいじめへの対応】

- ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み(名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等)を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、千代田区人権擁護委員会や法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに麹町警察署に通報し、適切な支援を求める。また、千代田区教育委員会に報告するとともに、区内小学校にも連絡を入れる。
- 情報セキュリティポリシーに関わる学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。

6 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】

- 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- 当該児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされているとき
- 児童や保護者から、いじめを受け重大事態に至ったという申し立てがあったとき

<重大事態と想定されるケース>

- *児童が自殺を図った場合
- *身体に重大な傷害を負った場合
- *金品等に重大な被害を被った場合
- *精神性の疾患を発症した場合

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- 本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に「学校健全育成サポートチーム」をもって調査にあたる。

(2) 校内の連絡と報告体制について

- 校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制とする。

(3) 重大事態の報告

- 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに千代田区教育委員会に報告する。

(4) 外部機関との連携

- 千代田区教育委員会の指示のもとに、警察署、児童相談所、区関係諸機関等と連携を図る。
- 同様に、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

7 教育相談体制と児童指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- スクールカウンセラーや特別支援指導員、支援員等の機能を十分に活用し、いじめに進展する恐れのある危険な案件に対し、未然に防止するための相談を行う。
- スクールカウンセラーや特別支援指導員、支援員等は、必要な場合は、本校の学校健全育成サポートチームへの引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。(報告窓口:生活指導主任→副校長へ)
- 児童全員面談を行い、いつでも話しやすい関係を築く。

(2) 児童への指導の基本的な考え方と活動計画

- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- 捉えた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- 児童への全校で統一された指導を行う。
- 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員打ち合わせ等を活用。
 - ・事案により、校長、副校長、生活指導主任等から報告。

8 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- 愛育会と連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 教員研修担当の副校長をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

9 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定をする。
- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、第一次・第二次緊急対応会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

□本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。

- ・短期評価→学校生活アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善する。
- ・中期評価→児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善する。
また、個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善する。
- ・長期評価→中・短期評価をもとに、次年度のいじめ防止等の取組を精査、改善する。

10 その他

(1) ゆとりをもち児童と向き合える時間の創出

- 教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 一部の教職員に校務が偏らないよう、分掌の適正化を図る。
- 取りだし指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のための補教体制を整備する。

(2) 指導力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生活指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

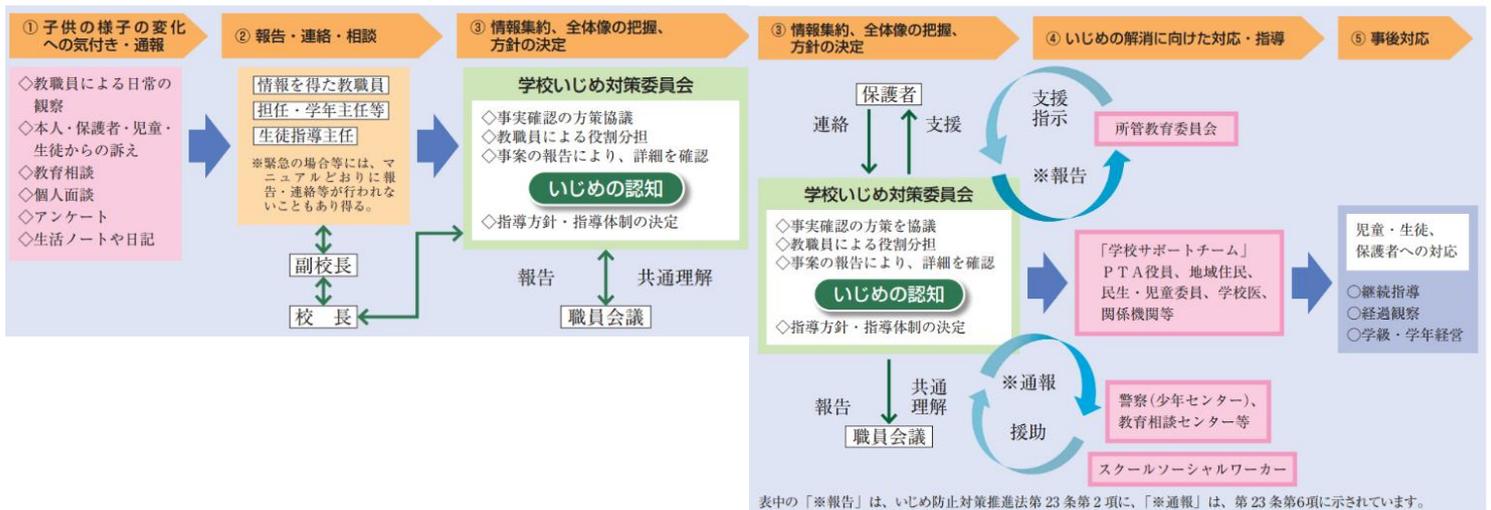
(3) 町会や子ども会等との連携

- 山王祭や地域の各種行事、ラジオ体操会等、地域行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- 問題となる事案が発生した場合は、窓口を副校長とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 別紙「番町小学校いじめ防止基本方針(概要表・フロー図)」の常掲と活用

- 別紙を常に確認しながら、全職員が一枚岩にて対応にあたっていく。

東京都教育委員会いじめ総合対策(下巻)より



【健全育成サポートチームの要請による報告】

いじめ発見報告書

千代田区立番町小学校

NO	確認事項	具体的事案
1	発生日時 【確認日時】	平成26年 月 日 ()
2	発生場所 【確認場所】	
3	いじめを受けた児童	年 組 氏名 (男・女) 【いじめを受けた児童の思いや発言】
4	いじめを行った児童	年 組 氏名 (男・女) 集団の場合(指名連記) (いじめを行った児童の思いや発言)
5	内容・状況 【聞き取り等】	(きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ等を含む)
6	情報受信者	

【第1次緊急対応会議に係る事実確認票】

いじめ対応に係る事実確認票

千代田区立番町小学校

NO	確認事項	具体的な内容
1	いじめ発生日時(確認日時)	平成26年 月 日 ()
2	いじめ発生場所(確認場所)	
3	いじめを受けた児童	年 組；氏名 (男・女)
4	いじめを行った児童(または集団)	年 組；氏名 (男・女)
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	当該児童の家庭環境	【被害児童】 【加害児童】
8	当該児童の 日頃の言動や性格	【被害児童】 【加害児童】
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動	
11	その他	

【 】班 いじめ対応聞き取り票

対応者

具体的な聞き取り記録 月 日 () : ~ :	
時間	具体的な聞き取り内容の記録

記録 NO 1

対応者

具体的な対応方針

本事業に基づく具体的な対応方針

具体的な聞き取り記録 月 日 () : ~ :	
時間	具体的な聞き取り内容の記録